

中城湾港新港地区東埠頭の早期整備促進及び 定期船の就航強化促進に関する意見書

中城湾港新港地区開発事業は、沖縄振興計画において、「流通加工港湾としての整備を図る」とし、第3次沖縄県社会資本整備計画において、「本県における産業構造の改善並びに県土の均衡ある発展に資するための工業用地の整備等、流通機能、生産機能を併せ持つ流通加工港湾として整備する。」「港湾施設と特別自由貿易地域及び工業用地との有機的連携を図るため、臨港道路等の整備を推進するとともに、那覇港との適正な機能分担を図りつつ、東埠頭の早期供用を目指す。」とされています。

しかしながら、中城湾港新港地区に立地している企業や近隣の中北部企業の貨物の状況は、中城湾港の港湾機能が十分でないことや定期航路がないため、陸上輸送費がかさむ那覇港利用を強いられています。

その中で東埠頭地区は、工業用地約122haが特別自由貿易地域として指定され、賃貸工場の整備も相まって各種企業が進出していること、また背後圏の企業からも港湾施設利用の要請があることから、供用開始に向け、航路浚渫を早期に進め、定期船の就航も図る必要があります。

申し上げるまでもなく埠頭施設は、本土・離島等への航路や海外との交易など、輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものであります。

港湾及び埠頭の供用に伴う物流の活発化で、経済効果、企業誘致促進に大きな期待を寄せるところではありますが、現状のままでは、港湾としての本来の機能が十分に発揮されないため、既存企業の撤退や、今後の企業誘致にも支障を来たすものと危惧するものであります。

よって、うるま市議会は、このような状況を一日も早く解消するため、下記の事項について強く要請します。

記

1. 中城湾港新港地区東埠頭の供用開始に向けた早期整備を促進すること。
2. 中城湾港新港地区へ定期船の就航強化を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月2日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
沖縄県知事 沖縄県議会議長